

(改正後)

(改正前)

和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針	和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 既存建築物等の活用の場合等の特例 1・2 (略) 3 <u>戸建住宅等(延べ面積200平方メートル未満かつ階数3以下)を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営 1・2 (略) 3 帳簿の整備 老人福祉法第29条第6項の規定を遵守し、次の事項を記載した帳簿作成し、2年間保存すること。なお、介護付有料老人ホームにあっては、これに加えて指定基準において規定されている記録の整備及び保存を遵守すること。 (1) 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 (2)～(6) (略) 4 (略) 5 個人情報の取扱い 2の名簿、3の帳簿及び4の関係書類における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(個人情報保護委員会・厚生労働省)」を遵守すること。 6 業務継続計画の策定等 (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 <u>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 既存建築物等の活用の場合等の特例 1・2 (略) (新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営 1・2 (略) 3 帳簿の整備 老人福祉法第29条第4項の規定を遵守し、次の事項を記載した帳簿作成し、2年間保存すること。なお、介護付有料老人ホームにあっては、これに加えて指定基準において規定されている記録の整備及び保存を遵守すること。 (1) 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 (2)～(6) (略) 4 (略) 5 個人情報の取扱い 2の名簿、3の帳簿及び4の関係書類における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日・厚生労働省)」を遵守すること。 6 業務継続計画の策定等 (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</p>

(改正後)

(改正前)

<p><u>策定することを妨げるものではない。</u></p> <p>(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p><u>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 医療機関等との連携</p> <p>(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。</p> <p><u>(2) 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p> <p><u>(3) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。</u></p> <p><u>(5)～(9) (略)</u></p> <p>11～16 (略)</p> <p>第10章 サービス等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (2) から (4) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><u>当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状態を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 医療機関等との連携</p> <p>(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)～(6) (略)</u></p> <p>11～16 (略)</p> <p>第10章 サービス等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (2) から (4) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>
--	---

(改正後)

(改正前)

第11章 事業収支計画

1・2 (略)

3 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。なお、資金収支計画が損益の状況を反映したものとなっている場合には、損益計画の策定を省略することができることとする。

(1)～(6) (略)

(7) 前払金(入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して受領する利用料)の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。

(8) (略)

4 (略)

第12章 利用料等

1 有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、前払い方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、設置者が次に掲げる費用を受領する場合、その区分を明確にするとともに、取扱いについては、それぞれ次によること。なお、設置者は老人福祉法第29条第8項の規定に基づき、次に掲げる費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

(1)～(3) (略)

2 前払金

前払金(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を一括して受領するもの)を受領する場合(前払い方式)にあつては、次の各号に掲げる基準によること。

(1) (略)

(2) 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 老人福祉法第29条第10項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあつては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することとし、前払金の返還債務の金額の算定方法については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法によること。また、当該算定方法を入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者

第11章 事業収支計画

1・2 (略)

3 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。なお、資金収支計画が損益の状況を反映したものとなっている場合には、損益計画の策定を省略することができることとする。

(1)～(6) (略)

(7) 第12章2に規定する前払金の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。

(8) (略)

4 (略)

第12章 利用料等

1 有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、前払い方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、設置者が次に掲げる費用を受領する場合、その区分を明確にするとともに、取扱いについては、それぞれ次によること。なお、設置者は老人福祉法第29条第6項の規定に基づき、次に掲げる費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

(1)～(3) (略)

2 前払金

前払金(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を一括して受領するもの)を受領する場合(前払い方式)にあつては、次の各号に掲げる基準によること。

(1) (略)

(2) 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 老人福祉法第29条第8項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあつては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することとし、前払金の返還債務の金額の算定方法については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法によること。また、当該算定方法を入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者

(改正後)

(改正前)

<p>に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。 ア・イ (略) (7)・(8) (略) 3 (略)</p> <p>第13章 契約内容等 1～3 (略) 4 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第7項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居希望者等に誤解を与えないよう「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)及び『有料老人ホームに関する不当な表示』の運用基準(平成16年公正取引委員会事務局長通達第11号)を遵守し、必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添2「入居者の個別選択によるサービスの一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。</p> <p>(2) 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第7項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 (略) 6</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者(以下「情報提供等事業者」という。)と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。 ア 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。 また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の照会を求めないこと。 イ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。 また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行</p>	<p>に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。 ア・イ (略) (7)・(8) (略) 3 (略)</p> <p>第13章 契約内容等 1～3 (略) 4 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居希望者等に誤解を与えないよう「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)及び『有料老人ホームに関する不当な表示』の運用基準(平成16年公正取引委員会事務局長通達第11号)を遵守し、必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添1「事業者が和歌山県内で実施する介護サービス事業一覧表」及び別添2「有料老人ホームが提供するサービスの一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。</p> <p>(2) 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 (略) 6</p> <p>(1)・(2) (略) (新設)</p>
--	--

(改正後)

(改正前)

い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

第14章 情報開示

1 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、入居希望者等の求めに応じて交付すること。

2 (略)

3 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を和歌山市長に対して報告すること。

4・5 (略)

第15章 電磁的記録等

1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

第16章 その他

1 市長は、この指導指針及び指導要綱に定める規定に反して設置運営される有料老人ホームについて、当該有料老人ホームを設置運営する者に対し、改善のため必要な指導を行うものとする。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命ずるものとする。

2・3 (略)

附 則

1 この指導指針は、令和7年2月1日から施行する。

2 この指導指針の施行の際現に老人福祉法第29条第1項の規定による届出をしている者又は和歌山市有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条の事前協議を行っている者については、立地条件並びに規模及び構造設備に係る規定を除き、この指導指針に適合するよう継続的に指導するとともに、立地条件並びに建物の規模及び構造設備に係る規定に関しても、土地・建物の賃貸借契約の更新時や建物の改築・修繕時等において、できる限りこの指導指針に適合するよう指導するものとする。

第14章 情報開示

1 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、入居希望者等の求めに応じて交付すること。

2 (略)

3 有料老人ホーム情報の報告

設置者は、老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を和歌山市長に対して報告すること。

4・5 (略)

第15章 電磁的記録等

1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（15の（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

第16章 その他

1 市長は、この指導指針及び指導要綱に定める規定に反して設置運営される有料老人ホームについて、当該有料老人ホームを設置運営する者に対し、改善のため必要な指導を行うものとする。

(新設)

2・3 (略)